処分基準(公表用)

様式第4号

				人 为至于(四)	L()				14/2/10 1 .0
						<u> </u>	<u> </u>	循環型社	会推進課
:	法令名	使用済自動車の再	資源化等	に関する法律		法令番号	平成14年法律第	8 7 号	
	手続名	解体業者の許可の	取消し等	•		根拠条項	第66条		
 1 処分の基準 (1) 使用済自動車の再資源化等に関する法律第66条 (2) 「使用済自動車の再資源化等に関する法律に係る行政処分の指針について」(平成17年5月9日付け経済産業省製造産業局自動車課及び環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室事務連絡) 2 処分の加重・軽減 「産業廃棄物処理業等に係る不利益処分取扱要領」第4、第5に準拠 									
処分									
基									
準									
対応区分		聞の実施 明の機会の付与	処理 機関	循環型社会推進課	交付 機関	循環型社会推	進課	目次 No.	1 5